

平成 19 年 7 月 27 日

《株主の皆様へ》

NISグループ株式会社 株式併合についてのお知らせ

拝啓

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は平成 19 年 6 月 23 日開催の第 48 期定時株主総会において、当社株式 20 株を 1 株に併合することを決議いたしました。本状にて具体的な株式事務、お手続きのご案内を申し上げます。なお、本併合については決議後もいくつかのご質問をいただいておりますが、ここで改めて概略をご説明申し上げるとともに、よくあるご質問についてはその回答を添付させていただきました。併せて、ご参照いただければ幸甚に存じます。

また、事務手続の詳細につきましては、

- ①「株式併合に伴う株券提出のお願い」(株券をお持ちの株主様)
 - ②「株式併合に伴う株式事務のご案内」(株券保管振替制度をご利用されている株主様)
- のいずれかを同封しておりますので、お手数ではございますが、ぜひご一読いただきますようお願い申し上げます。

敬具

【株式併合について】

▶ 株式併合の目的

当社は、平成 6 年 4 月の株式公開以来、株式の流動性向上を重要な経営課題のひとつとして掲げ、その施策として、数度に亘り株式分割を実施いたしました。その結果、株主数の増加および流動性の向上という当初の目的に対して一定の効果はあったと認識しております。

しかしながら、昨今の株式市場を巡る議論を鑑み、当社発行済株式総数の適正化及び関連事務の合理化を目的とし、当社普通株式の併合を行うものであります。

▶ 株式併合とは

- ・既存の複数個の株式を 1 株に併合することです。その結果、発行済株式総数が減少します。

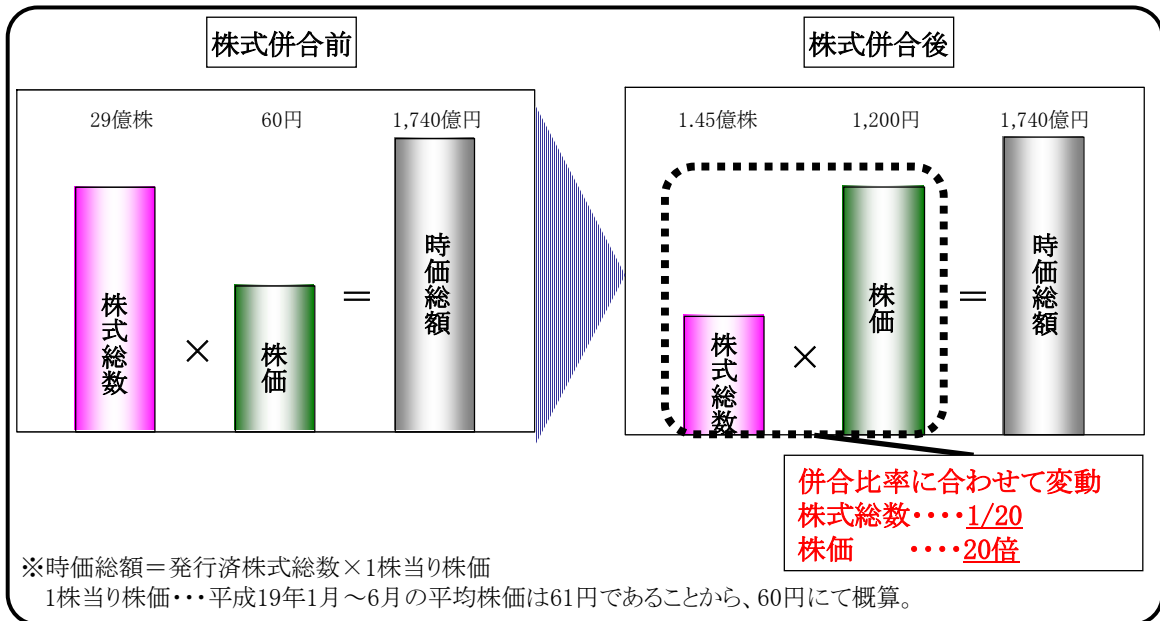
▶ 株式併合が及ぼす影響

- ・今回の株式併合による「資本金」「保有株式の価値」への影響はありません。

資本金	影響ありません(減資ではございません)。
発行済株式総数	併合比率に伴い、減少します。
保有株式の価値	影響はありません。 (1 株未満の端数は、微細な影響が出る可能性があります。)

➤ 今回の併合(20:1)のケース

【前提】・・・株式会社併合前NISグループ(株)概要
 発行済株式総数・・・29億株 1株当たり株価・・・60円 時価総額・・・1,740億円



➤ 株価の変動幅

・株主様より、株価の変動幅が大きすぎる、とのご指摘をいただくこともありました。併合によって、この変動幅を理論的に小さいものとするのが可能となります。

例) 現在: 株価 50 円の場合 → 1 円変動する場合の変動幅 **約 2.0%**

併合後: 株価 1,000 円の場合 → 1 円変動する場合の変動幅 **約 0.1%**

➤ 併合後の株式の取扱

	単元株(100株)	単元未満株	1株未満の端数
議決権	有	なし	なし
配当を受ける権利	有	有	なし
併合後の市場取引	可 ・買増、継続保有、売却等、通常の取引が随時可能です。	場合により可 (通常の株式市場では取引できませんが、一部証券会社等で取引可能です。)	不可
併合後、市場取引以外の株主様の選択肢		①継続保有 ②当社への買取請求が可能です。	端数の割合に応じて代金を交付いたします。

【よくあるご質問】

Q1:株式併合と一緒に減資を行うのでしょうか？

A1:今回の併合は減資を伴うものではなく、資本金に影響はございません。

Q2:併合後の売買単位に変更はありますか？

A2:変更ございません。従来通り、売買単位は100株となります。

Q3:1株未満の端数が生じた場合はどうなりますか？

A3:株式併合の結果生じる1株未満の端数につきましては、会社法第235条に基づき当社が売却を行い、その売却代金を端数の持分比率に応じて株主様に交付いたします。平成19年11月上旬に送付予定の「配当金領収証」を株式会社ゆうちょ銀行に提示されれば、売却代金を受領していただきます。

Q4:新たに単元未満株式が発生した場合はどうなりますか？

A4:単元未満株式とは、最低売買単位である1単元(当社は100株)に満たない株式のことです。今回の併合により、併合前で100株以上2,000株未満の株式は併合後、新たに単元未満株式となります。単元未満株式は、継続保有を行うか、もしくは平成19年8月31日(金)以降、当社に買取請求をしていただきます。

Q5:単元未満株式の買取請求はどのように行えばよいですか？

A5:株券保管振替制度をご利用されている株主様は、お取引証券会社経由となりますので、お取引証券会社にご相談ください。また、株券をお持ちの株主様は、中央三井信託銀行株式会社証券代行部より買取請求書をお取り寄せいただき、株券と一緒に中央三井信託銀行に提出してください。詳しくは、「株式併合に伴う株券提出のお願い」のP6もしくは、「株式併合に伴う株式事務のご案内」のP2に記載の単元未満株式の買取請求についてをご参照ください。

Q6:株式併合の際に、売買停止期間はあるのでしょうか？

A6:ございます。売買停止期間は、平成19年8月27日(月)から平成19年8月30日(木)までとなります。

Q7:いつから株式併合が実施されるのでしょうか？

A7:平成19年8月31日(金)が株式併合の効力発生日となります。

<本件に関するお問い合わせ先>

N I Sグループ株式会社

I R広報部 I R課

03-3348-2423